

# 高速道路別納制度利用規約

平成12年 5月23日 第17条改正

(目的)

第1条 この規約は、日本道路公団が管理する高速自動車道（以下「高速道路」という。）通行料の別納制度利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第2条 本制度の利用できるものは、当組合員であるものとする。

(利用の申請)

第3条 利用しようとする組合員は、組合所定の様式を用い組合宛申請する。

(交付)

第4条 申請されたときは、直ちに日本道路公団に別納プレートの交付申請を行い、速やかに組合員に交付するものとする。

(利用期間)

第5条 交付された別納プレートに記載された期間とする。以後については、事故のない限り自動的に継続的に利用できるものとする。

(通行料金の精算)

第6条 組合員は、組合発行の請求書により納付期日までに納入するものとする。

(別納プレートの保管及び使用等)

第7条 組合員は、別納プレートの交付を受けた時は、別納プレート受領書を組合に提出し以後プレート管理者の注意をもって管理する。

2 別納プレートを、以下記載する以外の車両に使用してはならない。

(1) 組合員が所有する車両

(2) 組合員が使用权を有する車両

3 別納プレートを改変してはならない。

4 組合員は、高速道路の出口の料金所において、通行券とともに別納プレートを収受員に提出しなければならない。

5 組合員は、破損摩耗、又は改変、変形した別納プレートを使用してはならない。

6 組合員は、一枚の別納プレートを、同時に2台以上の車両の通行のために使用してはならない。

(別納プレート紛失等の届出)

第8条 組合員が、別納プレートを紛失し若しくは窃取され又は、その他の事由により滅失した(以下「紛失した」という。)ときは直ちに組合に連絡するとともに、別納プレート紛失届を提出しなければならない。

(別納プレート紛失等の責任)

第9条 組合員は、前条に該当するときは、その事由の如何にかかわらず別納プレート紛失等したことにより生ずる一切の責任を負わなければならない。

(別納プレート紛失等の再交付等)

第10条 組合員は、第8条に該当したときは、別納プレートの再交付又は追加交付を受けることが出来ないものとする。但し、紛失等した別納プレートが他に使用されるおそれがない時又は紛失等した後3カ月間使用されないことがあきらかなときは、追加交付を受けることが出来るものとする。

2 紛失等した別納プレートを発見したときは、直ちに組合に発見届を提出しなければならない。この場合、組合が指示するまで発見した別納プレートを使用してはならない。

(別納プレート追加交付)

第11条 組合員が、その所有する車両の増加等の事由により別納プレートの追加交付を受ける必要があるときは、所定様式を用い組合に提出し交付を受けることができるものとする。

(再交付)

第12条 組合員は、別納プレートを破損、き損、汚損し使用に支障が生じたときは、当該プレートを返納し再交付を申請することができる。

(別納取扱いの停止または取消)

第13条 組合は、組合員が次の各号の一に該当する場合は、別納取扱いを停止または取消することができる。

- (1) 別納料金を組合の指定した納入期日までに納入しないとき
- (2) 第三者に別納プレートを使用させたとき
- (3) 別納プレートの記号又は内容等を改変して使用したとき
- (4) その他組合が停止または取消しを必要と認めたとき

(損害賠償)

第14条 前条に該当する組合員は、同条各号より生ずる一切の損害賠償の責に任じなければならない。

(別納プレートの返納)

第15条 組合員は、次の各号の一に該当する場合は直ちに、別納プレートを組合に返納しなければならない。

- (1) 事業の廃止、その他の事由により別納プレートが不用になったとき
- (2) 第13条の規定により別納取扱いの停止又は取消されたとき

(料率の設定)

第16条 組合員に還元する金額の料率の設定は、理事会で定めるものとする。

(別納制度納入金等準備金)

第17条 利用資格者の倒産等により、別納料金請求書の納入期限までに別納料金を納入不可能となった場合等のために、高速利用割戻利益の2%以上を別納制度納入金等準備金として積み立てることができる。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成3年6月3日から施行する。